

令和7年度  
事務事業及び予算の執行実績

静岡県精神保健福祉センター

所在地 静岡市駿河区有明町2番20号

電話 054(286)9206

FAX 054(286)9185

余白

## 目 次

### 事務事業の概要 (様式第 1 号-3)

1 概況.....	1
管内図.....	2
組織図.....	3
2 総務班の業務.....	4
3 精神保健福祉センターの業務	
(1)精神医療審査会事務等.....	5
(2)自立支援医療費(精神通院医療)・ 精神障害者保健福祉手帳判定・認定事務...7	
(3)精神保健福祉相談事業・診療事業.....	9
(4)自殺対策事業(静岡県地域自殺対策推進センター).....	13
(5)依存症対策(依存症相談拠点).....	18
(6)ひきこもり支援事業(静岡県ひきこもり支援センター).....	21
(7)技術指導・技術援助.....	25
(8)人材育成・教育研修.....	27
(9)普及啓発.....	29
(10)調査研究.....	31
(11)こころの緊急支援活動事業.....	33
(12)組織育成.....	35
事業の根拠法令調 (様式第 1 号-4) .....	36
職員配置調 (様式第 3 号) .....	37
歳入予算執行状況調 (様式第 5 号) .....	38
現金出納調 (様式第 7 号) .....	42
保管現金有高調 (様式第 7 号-2).....	44
預金調 (様式第 7 号-3) .....	45
郵券等受払調 (様式第 7 号-4) .....	46
歳出予算執行状況調 (様式第 10 号) .....	48
委託料等歳出予算執行状況節別集計表(様式第 10 号-3) .....	52
負担金支出調 (様式第 13 号) .....	54
事務機器等の債務負担行為又は長期継続契約に係る調(様式第 26 号-2)....	55
備品・図書調 (様式第 29 号) .....	56

主要備品調	(様式第 29 号-2)	.....	58
公務中の事故等に関する調	(様式第 33 号)	.....	60
前回の監査結果改善状況調	(様式第 35 号)	.....	61
(委託料に関する調	(様式第 11 号)	…該当なし)	

## 事務事業の概要

### 1 概況

#### (1) 沿革

昭和32年、静岡県精神衛生相談所が県立病院養心荘に併設され、昭和41年4月1日、精神衛生法の一部改正により、静岡市駿河区曲金で発足した。

その後、移転及び精神保健法の改正に伴う名称変更（「静岡県精神保健センター」→「静岡県精神保健福祉センター」）を経た後、機構改革により、平成10年に「こころと体の相談センター精神保健福祉部（精神保健福祉センター）、平成17年に「こども家庭相談センター精神保健福祉部（精神保健福祉センター）」となった。

さらに、平成25年4月1日、こども家庭相談センターの一部（中央児童相談所、中央身体障害者更生相談所の一部機能、中央知的障害者更生相談所）を中部健康福祉センターに移管したことに伴い、こども家庭相談センターが廃止され、精神保健福祉センターが単独で設置された。

#### (2) 所管区域 〈令和6年4月1日現在〉

政令市（静岡市、浜松市）を除く33市町が所管区域である。

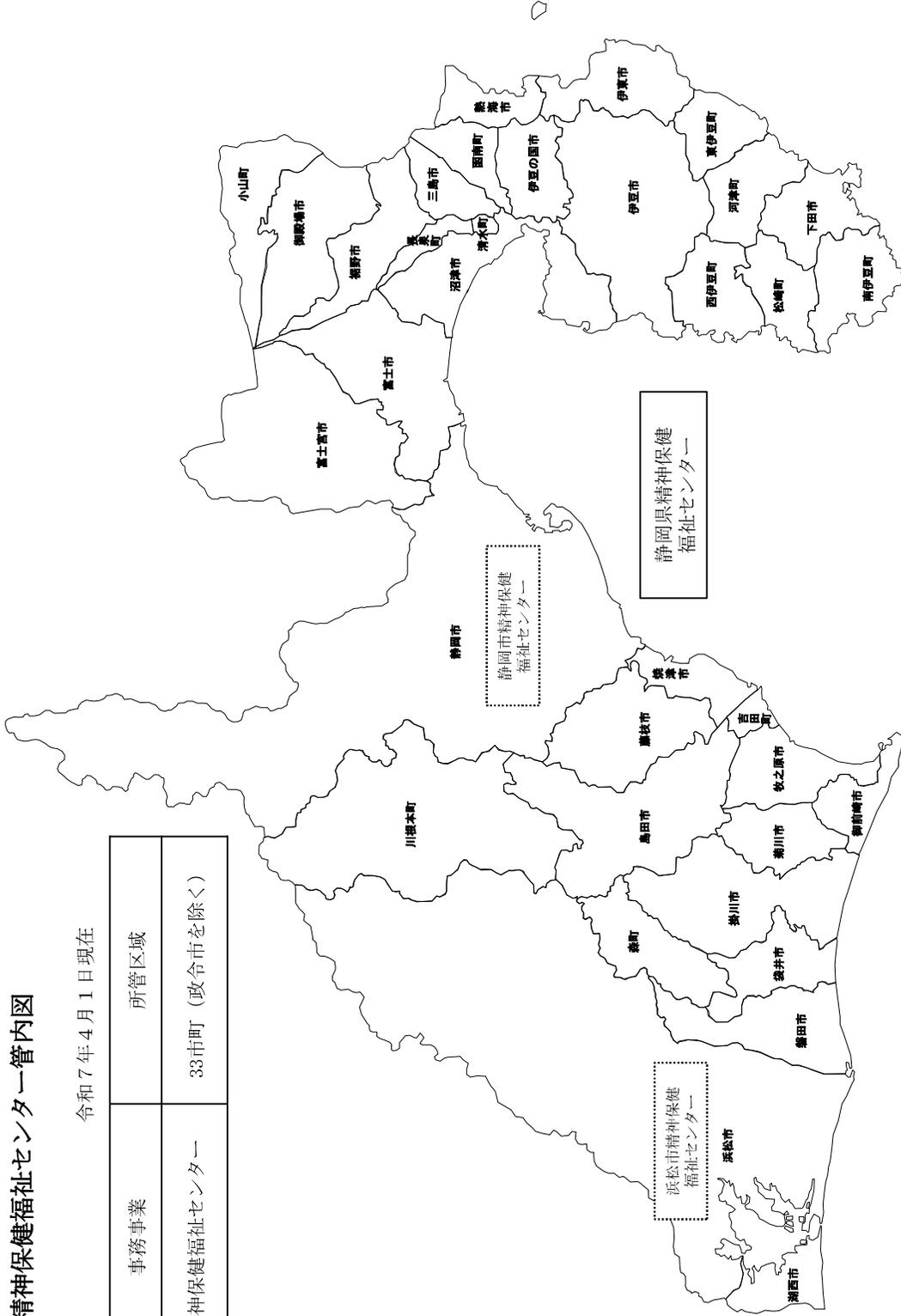
#### (3) 組織及び所管事務

所長、次長（兼務）及び参事の下に精神保健福祉班、手帳手当班が置かれ、精神保健福祉に関する総合的な相談・指導等のほか、判定も含めた精神保健福祉手帳の交付及び自立支援医療費（精神通院）支給認定事務を所掌している。

# 精神保健福祉センター管内図

令和7年4月1日現在

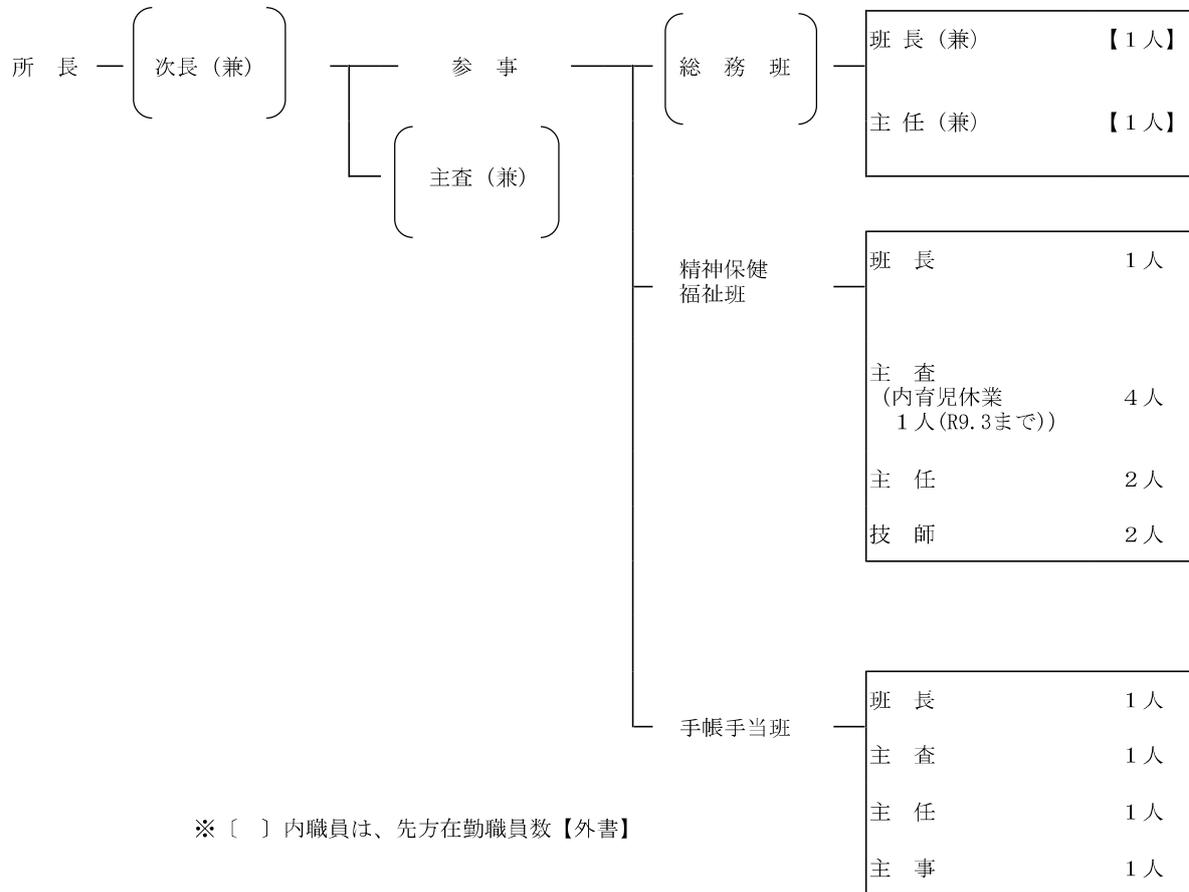
事務事業	所管区域
精神保健福祉センター	33市町（政令市を除く）



静岡県精神保健福祉センター

組 織 図

(令和7年4月1日現在)



※ [ ] 内職員は、先方在勤職員数【外書】

(その他会計年度任用職員)

職名	人数
会計年度任用職員	7人
臨時的任用職員	0人

職員数 15人 (内育児休業1人)
----------------------

## 2 総務班の業務

### (1) 管理業務

#### ア 職員の資質向上

福祉行政の多様化と業務内容の複雑化に対応するため、国、県等の実施する研修会、講習会等に職員を積極的に参加させるとともに、職場研修等の実施によって実務処理能力の向上に努めた。また、職務上必要な知識習得についても積極的に機会を与え、専門的知識の向上を図った。

#### イ 職員の健康管理

県の実施する各種健康診断の受診率向上に努め、疾病の早期発見、早期治療について指導するとともに、職員の自主的な健康管理意識の高揚を図った。

#### ウ 交通安全対策

所内会議等を通じ、安全運転の徹底・飲酒運転撲滅等について注意喚起した。

また、公用車の運転に際しては、乗車前のアルコールチェックや運行前後の点検を励行させ、安全運転の確保と事故防止に努めた。

#### エ 予算経理

予算執行に当たっては、効率的な執行による経費節減に努めるほか、事例資料を基にした所内研修等の実施により、会計事務の適正化を図っている。

### (2) 災害関係事務

#### ア 体制づくり

災害時における職員の動員、業務分担及び連絡系統を明確にし、防災訓練等を通じて災害発生後の対応が迅速かつ的確に行われるよう、実践に即した防災体制づくりについて改善を進めている。

### 3 精神保健福祉センターの業務

#### (1) 精神医療審査会事務等

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条から第15条に基づいて、精神科病院管理者から県知事（保健所）に提出され保健所が受理した医療保護入院届等について、精神医療審査会は県知事の審査依頼を受けて入院者の入院の必要性の有無及び処遇の適否の審査を行う。また、入院者またはその家族等からの退院請求や処遇改善請求を受けて、退院及び処遇の適否に関する審査を行う。

##### ア 審査体制

（令和7年2月28日現在）（単位：件）

項目	年度	
	令和5年度	令和6年度
開催数	24	30
委員数	21	28
合議体数	3	4

##### イ 審査状況

令和5年度（単位：件）

区分	医療保護入院者		措置入院 定期報告書	合計	退院等 の請求
	入院届	定期報告			
受理件数	2,423	921	14	3,358	70
①審査件数	2,423	921	14	3,358	46 (0)
審査 結果	入院継続	2,423	921	14	3,358 (0)
	入院形態変更	0	0	0	0 1
	退院が適当	0	0	0	0 0
	処遇は適当	0	0	0	0 6 (0)
	処遇は不適	0	0	0	0 1
②請求取下げ					8
③審査以前に退院・改善					6
④未審査					9

（ ）内の件数は令和4年度に受理した件数の再掲。

令和6年度（令和7年2月28日現在）（単位：件）

区 分	医療保護入院者			措置入院		合計	退院等 の請求	
	入院届	定期報告	入院期間 更新届	決定 報告書	定期 報告書			
受 理 件 数	2,337	78	990	58	14	3,477	65	
①審 査 件 数	2,315	85	869	58	13	3,340	49 (8)	
審 査 結 果	入院継続	2,315	85	869	58	13	3,340	40 (7)
	入院形態変更	0	0	0	0	0	0	1
	退院が適当	0	0	0	0	0	0	0
	処遇は適当	0	0	0	0	0	0	7 (1)
	処遇は不適	0	0	0	0	0	0	1
②請求取下げ							12	
③審査以前に退院・改善							6	
④未 審 査							7	

( ) 内の件数は令和5年度に受理した件数の再掲。

ウ 精神医療審査会専用電話受理実績

(令和7年2月28日現在) (単位：件)

項 目	年 度	令和5年度	令和6年度
	退院、処遇改善等の請求に関するもの		236
その他の電話相談		534	446

【評価・改善等】

審査会は精神障害者の人権擁護という目的のために、公平かつ迅速な審査を行う使命がある。どの合議体が審査をしてもその結果は等しくあることが求められ、審査する合議体によって審査結果に大きな齟齬が生じることは極力避けなければならない。そのため、全委員が集まる全体会で判断に迷う事項について検討し、統一の判断基準を確認した。

令和6年4月施行の精神保健福祉法一部改正に伴う審査件数増加に向けて、「表ア 審査体制」のとおり委員数、合議体数を増加した。

【課題】

令和6年4月施行の精神保健福祉法一部改正後、審査件数が増加（令和6年2月末時点3106件と比較）しており、令和7年3月に施行日時点入院者に係る経過措置が終了するため、更なる審査件数増加が見込まれる。

今後も速やかな審査を実施するため、審査会運営方法の見直しや審査体制の変更が必要である。

## (2) 自立支援医療費（精神通院医療）・

### 精神障害者保健福祉手帳判定・認定事務

地域における精神障害者への安定した医療の提供や、社会復帰及び自立と社会参加の促進を目的として、自立支援医療費（精神通院医療）の判定・認定及び発行、精神障害者保健福祉手帳の判定・発行に関する業務を実施している。

#### ア 判定・認定事務

○判定会開催：年24回（月2回）

○判定委員：精神科医師6人（輪番制で1回の判定会には3人の医師が出席）

○判定・認定実績

#### ※ 自立支援医療費（精神通院医療）

精神障害者に関する適正な医療を確保するため、通院医療費のうち医療保険適用分（70%）と自己負担分（原則10%）を除いた部分を公費負担している。

（時点：年度末）（単位：件、人）

年 度		令和5年度	令和6年度
項 目			
判定会承認件数		15,039	21,488
受給者証	発行件数	41,630	44,075
	所持者数	31,657	32,897

#### ※ 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳の交付を通じ、各方面の協力を得て実施される各種の支援の利用を促し、社会復帰及び自立と社会参加の促進を図る。

（時点：年度末）（単位：件、人）

年 度		令和5年度	令和6年度
項 目			
判定件数	新規申請	2,368	2,477
	更新等	4,174	4,514
交付件数	判定会	新規申請	1,788
		更新等	3,653
	年金照会	新規申請	368
		更新等	3,594
転出及び死亡等による返還件数		397	442
障害等級別手帳 所持者数	1 級	1,208	1,374
	2 級	10,626	12,083
	3 級	5,361	6,086
	計	17,195	19,543

#### 【評価・改善等】

自立支援医療費（精神通院医療）については、精神障害者の医療費の一部を公費負担することにより、経済的負担の軽減を通じた自立支援につながっている。また、精神障害者保健福祉手帳については、精神障害者の社会復帰や自立と社会参加において各種福祉サービスを受けやすくなっている。これらを精神障害者が適切に利用できるよう、的確な申請となるよう市町及び医療機関に協力を求めている。

自立支援医療費（精神通院医療）における、マイナンバーを活用した所得情報等の確認業務については、実際の運用上非効率な面も生じていることから、地方税情報を有する市町を通じて行っていた従前の市町による確認方法の継続について市町の協力を得て行っている。

#### 【課題】

自立支援医療費（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳ともに年々申請件数が増加していること、自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定に必要な業務として、令和6年12月2日からマイナ保険証を基本とする仕組みへの移行が開始されたことに伴い、県がマイナンバーを利用して保険証の資格確認及び所得確認を行わなければならない件数が増加していること、令和6年度末から稼働開始した手帳・医療の新システムに不具合が多く発生していることから、発行業務がひっ迫している。

### (3) 精神保健福祉相談事業・診療事業

精神保健及び精神障害者福祉に関する相談として、心の健康相談から精神医療に係る相談、社会復帰相談をはじめ、依存症、思春期など精神保健福祉全般の相談を行っている。このうち、個別面談による相談を広義の精神保健福祉相談に位置付けている。また、この精神保健福祉相談のうち、自殺対策推進センター、ひきこもり支援センター及び依存症相談拠点として実施した相談のいずれにも該当しないものを精神保健福祉相談（一般相談）に位置付けている。

また、精神科診療所を標榜し診療事業の機能を備えている。

#### ア 目的

広く県民からの精神保健及び精神障害者福祉に関する相談を受ける。特に複雑または困難なものについては、総合的技術センターの立場から適切に対応するとともに、必要に応じて関係機関の協力を求めて対応する。

#### イ 計画

##### (ア) 精神保健福祉相談（一般相談）

一般相談以外の精神保健福祉相談は、「自殺対策事業」、「ひきこもり支援事業」、「依存症対策事業」の各事業で計上する。

##### (イ) こころの電話相談

#### ウ 実績

##### (ア) 精神保健福祉相談（一般相談）

相談日：随時 8:30～17:15

相談員：センター職員

(令和7年2月28日現在) (単位：人)

項目 \ 年度	令和5年度	令和6年度
実人数	6	1
延人数	6	1

##### (イ) 「こころの電話」

ストレス社会で急増するこころの悩みに対応するため、静岡県精神保健福祉総合相談の一環として、県全域を対象に電話相談を実施している。

#### a 概要

(a) 名称 こころの電話

(b) 相談日 平日 8:30～11:45、13:00～16:30

(c) 相談担当者 こころの電話相談員 6人（当番制で常時1人が対応）、センター職員

(d) 備考 平日の時間外、閉庁日は、「浜松いのちの電話」と「静岡いのちの電話」に転送

#### b 相談実績

##### (a) 相談件数

(令和7年2月28日現在) (単位：件)

項目 \ 実績	令和5年度	令和6年度	
相談 対応 件数	男性	938	859
	女性	2,019	1,704
	不明	21	13
	計	2,978	2,576
無言電話	166	127	

(b) 相談内容 (障害別)

(単位：件)

項目		実績	
		令和5年度	令和6年度 (令和7年2月28日現在)
障害別	器質性障害	48	39
	物質乱用による障害	113	86
	器質性障害	706	501
	気分障害	514	352
	神経症性障害	210	185
	身体的要因	201	123
	人格・行動の障害	205	188
	精神遅滞	27	56
	発達障害	84	78
	その他	101	100
	不明	913	948
	なし	77	59
	計	3,199	2,715

注) 内容に重複あり

(c) 相談内容 (問題別)

(単位：件)

項目		実績	
		令和5年度	令和6年度 (令和7年2月28日現在)
問題別	家族に関する問題	1,035	956
	社会的環境に関する問題	395	288
	教育上の問題	48	18
	職業上の問題	379	293
	住居の問題	72	67
	経済的問題	172	107
	保健機関の問題	61	48
	法律の問題・犯罪被害	24	32
	その他社会的問題	54	66
	不明確	634	573
	なし	284	164
	性の問題	53	41
	医療機関の問題	137	146
	計	3,348	2,799

注) 内容に重複あり

## (d) 対応

(単位：件)

項目		実績	
		令和5年度	令和6年度 (令和7年2月28日現在)
傾聴・助言		2,857	2,460
情報提供	保健所	33	34
	病院・診療所	100	82
	精神保健福祉センター	96	101
	各種相談機関	184	114
	その他	86	42
その他		106	83
合計		3,462	2,916

注) 内容に重複あり

## (ウ) 診療事業

## a 概要

## (a) 実施日

一般診療/ひきこもり専門外来 毎週水曜日の午前(予約制)

## (b) 対象

対応困難なひきこもり相談ケースを中心とした保険診療

## b 診療実績

(単位：人)

項目			実績		令和5年度		令和6年度 (令和7年2月28日現在)	
			実人数	延人数	実人数	延人数		
受診者 内 訳	初診者	男性	0	0	0	0		
		女性	0	0	0	0		
	再診者	男性	0	0	0	0		
		女性	0	0	0	0		
計		0	0	0	0			

## エ 評価

## (ア) 精神保健福祉相談事業 (一般相談)

随時相談としており、ホームページやリーフレットに掲載するなどの案内を出しているが、センターに寄せられる相談のほとんどが各事業の相談枠に当てはまるものであるため、一般相談に整理するものは少ない。

## (イ) こころの電話

自殺企図の危険をはらむ相談者への対応をする場合もあるため、相談者の安全の確保を優先して匿名性の枠を外して精神科への受診を勧奨するほか、警察や消防への通報等危機介入を行うときがある。危機介入場面で、相談員と職員が連携して迅速に対処できる体制の維持向上を図っている。

#### (ウ) 診療事業

県内で精神科クリニックが増加し身近な地域で受診が可能になる中で、行政と民間の役割分担を図り、当センターにおいては、対応が困難な精神症状を有するひきこもり相談ケースに特化したひきこもり専門外来を平成17年度から設置している。

近年、ひきこもり状態にある者について、地域における診療体制が強化され、精神症状を有するケースに係る診療の受入れが充実してきた。今後は、ひきこもり支援センターと連携を図りながら、対応困難なひきこもりケースの診察を求められた際に、的確に対応できる体制の確保に努めていく。

#### オ 課題

精神保健福祉に関する相談業務全般について、まずは、より地域住民の身近な基礎自治体の相談窓口で受ける体制づくりが進む中で、総合的技術センターとしての立場である当センターがどのような相談機関であるべきか、引き続き検討が必要である。

こころの電話相談には、様々な相談が寄せられており、県民からの相談ニーズがある。こころの電話における質の高い相談体制を維持していくために、相談員の安定した継続的な雇用と人材育成を検討していく必要がある。

診療に関して、精神保健福祉センター運営要領（厚労省局長通知）において「診療機能を持つことが望ましい」とされているに過ぎず、今後、どのような診療機能を維持するか検討していく必要がある。

## (4) 自殺対策事業（静岡県地域自殺対策推進センター）

静岡県では、全国に先駆けて平成18年度に、富士市で自殺対策のモデル事業の取組を開始し、働き盛りの中高年を対象としたうつ病の早期発見・早期治療システムを構築した。平成21年度には、自殺対策の効果的な推進を図ることを目的に自殺予防情報センターを設置し、平成28年度からはこの名称を地域自殺対策推進センターに改め、以後、市町等と連携した自殺対策の推進を図っている。

### ア 目的

県民の自殺の防止を図り、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、総合的な自殺対策を推進する。併せて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、県民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会を実現する。

### イ 計画

「第3次いのち支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画」（計画期間：2023～2027年度）

計画上の成果指標は、『2027年までに自殺者数を450人未満（人口10万に当たりの自殺者数12.9相当）まで減少させる』である。

#### (ア) 主な取組目標（教育研修）

ゲートキーパー講師養成研修会の開催回数	1回/年
ゲートキーパー講師フォローアップ研修会の開催回数	1回/年
自殺未遂者ケア研修会の開催回数	1回/年
自死遺族支援者研修会	1回/年

#### (イ) 技術指導・技術援助

「第3次いのち支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画」を施行し、計画内容と現状の説明への助言、計画と現状を比較するのに必要な統計を作成するなど、県庁障害福祉課に対する協力を行う。

#### (ウ) 普及啓発

県の計画で課題としている、様々な悩みに対応した相談窓口、若年層の自殺予防、自死遺族支援や計画に挙げているゲートキーパーの養成などについて、機会を捉えた普及啓発をする。

#### (エ) 自死遺族支援

自死遺族等に対する個別相談、自死遺族のつどいを実施する。

#### (オ) 自殺総合対策の推進に資する調査研究等

ウ 実績

(ア) 教育研修

令和6年度（令和7年2月28日現在）（単位：回、人）

内 容	対 象	回数	参加 人数
【ゲートキーパー研修会（専門）】 ゲートキーパー※の役割や「メンタルヘルス・ファーストエイド」を理解し、ハイリスク者に対する適切な初期支援方法の習得を図る。	行政職員（市町、保健所、電話相談員等）	1	33
【ゲートキーパー講師養成研修会】 自殺予防の役割を担うゲートキーパーの養成講師として、必要な知識や技術を身に付ける。	行政職員（市町、保健所、電話相談員等）		34
【ゲートキーパー講師フォローアップ研修】 ゲートキーパー研修の実施に係る技術及び研修内容の向上を図る。 ※自殺未遂者ケア研修会と合同開催（令和6年度）	ゲートキーパー養成研修講師、保健所、市町の自殺担当課、生活困窮者自立支援担当課等の職員、県市町社会福祉協議会職員	—	—
【ゲートキーパー研修会（一般）】 ゲートキーパーの役割、対応方法についての理解を深める。	行政職員	1	107
	精神保健福祉業務に初めて従事する者（精神保健福祉業務基礎研修会1日目に実施）	1	63
	看護学生	1	126
【若年層自殺対策研修会】 若年層の抱える問題やリスク等に関する基礎的な知識を習得する。 ※自殺未遂者ケア研修会と合同開催（令和6年度）	保健所及び市町の自殺対策担当者、教育機関職員等	1	—
【自殺未遂者ケア研修会】 精神科医療機関等の職員を対象に研修を行い、精神科における自殺未遂者ケアの充実を図る。	県内の身体科救急及び精神科医療機関の職員及び市町（政令市を含む）、健康福祉センター職員等	1	111
【自死遺族支援者研修会】 自死遺族に関わる支援者が自死遺族の心情や必要とされる支援を理解し、日頃の業務に活かす。	各市町（障害福祉担当課、健康づくり担当課、市民相談窓口担当課等）、各健康福祉センター、警察、消防、教育関係機関、精神科医療機関等の職員、その他相談員等自殺対策に関わる方や関わる可能性のある支援者	1	10
計		8	484

※自殺や自殺関連事象に関する正しい知識を普及したり、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていく人

## (イ) 技術指導・技術援助

令和6年度（令和7年2月28日現在）（単位：回）

対 象	事 業 名	令和5年度	令和6年度
県	相談・情報提供	9	7
保健所	1 自殺未遂者支援ネットワーク会議（賀茂）	1	1
	2 自殺未遂者支援ネットワーク会議（御殿場）	1	0
	3 自殺対策市町情報交換会（熱海）	1	1
	4 自殺対策市町情報交換会（富士）	1	1
	5 自殺対策市町情報交換会（中部）	1	1
	6 西部地域自殺対策情報交換会（西部）	0	1
	7 相談・情報提供	2	1
		1	1
		100	52
市 町	1 相談・情報提供	130	75
その他	1 その他情報提供	17	21
計		264	162

## (ウ) 普及啓発

令和6年度

項 目	内 容
ゲートキーパー・ 自死遺族支援	1 自殺予防週間の取組（9月） ホームページに掲載（9/2～9/16） 2 自殺対策強化月間の取組（3月） (1)精神保健福祉だより作成（自殺対策特集） (2)ホームページに掲載（3/3～3/31） 3 その他 (1)ホームページへのちらしの掲載（通年） (2)年度当初の事業通知及びちらし等の送付（約2,200部） (3)当所主催の教育研修等でリーフレット及びちらしの配付（約180部）
若年層対策	1 周知・広報（研修等で配布） (1)若年層自殺予防リーフレット うちあけダイヤル・LINE相談チラシ（約180部） 若年者の自殺を防ぐために（約40部） 心が疲れた君へのメッセージ（約180部） 2 自殺予防週間の取組（9月） (1)静岡総合庁舎本館及び別館ポスター展示（9/2～9/16） (2)ホームページに掲載（9/2～9/16） 3 自殺対策強化月間の取組（3月） (1)静岡総合庁舎本館及び別館ロビー展示（3/3～3/31）

(エ) 自死遺族のための面接相談及び遺族のつどい

令和6年度（令和7年2月28日現在）（単位：回、人）

項目	内容	令和5年度		令和6年度	
		実施回数	延人数	実施回数	延人数
自死遺族面接相談	自死遺族を対象に個別相談を行う。	4	4	8	8
	自死遺族を対象に電話での個別相談を行う。	1	3	—	—
自死遺族のつどい （わかちあいすみれの会）	自死遺族が安心して思いを語り、思いや体験をわかちあえる場を提供する。	10	48	4	7

(オ) 自殺総合対策の推進に資する調査研究等

実績は、「調査・研究」の項に計上

エ 評価

(ア) 教育研修

各種研修とも、本県の課題及び対象に合わせて研修会が開催できた。テーマが重なってくる研修については、合同とするなど状況に応じて柔軟に開催した。参加者からはおおむね高評価であり、効果的な研修が実施できた。

コロナ禍を経て対面の研修が再開している中、本県は東西に長い土地柄であり、地域によっては対面での参加が難しいこともある。研修の開催方法については、目的や対象者に合わせて対面、Web、ハイブリット方式等を活用し、対象と研修内容に即して実施していく必要がある。

令和6年度には、自殺対策の各研修の開催が12月～2月の年度後半に集中してしまった。年間を通して計画的に企画を行い、集客を狙えるような開催方法を検討する。

(イ) 技術指導・技術援助

令和5年度からは新型コロナウイルス感染症の影響もあり、ハイブリッド方式の会議とともに対面方式での会議で情報交換を行うようになり、令和6年度も同様に実施している。

令和元年度までに完成した県下の33市町の自殺対策計画は、令和6年度には管内全ての市町が計画更新を終えている。令和2年度から続く進捗状況の「確認シート」に関連する支援をし、令和3年度から始まった「推進状況調査」の支援を合わせて行った。

県内の各地域の実情に見合った形で自殺対策が推進できるよう、各健康福祉センターと連携しながら支援した。また、若年者や女性の自殺者増加などの動向に注視し、統計情報の分析を行うとともに情報提供をしていくことが市町におけるきめ細やかな県民サービスにつながるため、より一層強化する必要がある。

(ウ) 普及啓発

啓発物の配布だけでなく、インターネットやSNSを活用し普及啓発に更に力を入れていく、ほか、支援を必要としている人に情報が届く啓発の方法を検討し、実施していく必要がある。

(エ) 自死遺族のための面接相談及び遺族のつどい

自死遺族のための面談相談については、迅速な支援ができるように随時相談とし、また必要な人に情報が渡るように自死遺族支援におけるホームページを新たに開設した。年間を通してコンスタントに相

談があったため、今後も周知の方法を工夫していく。

また、自死遺族のつどいについては、令和6年度から運営方針を変更した。参加人数は少ないものの、新規の参加もあったため、今後工夫をしながら開催を続けていく。民間の団体の広報支援も本県の役割であるため、民間のつどいの場等を把握し、ネットワークを作っていくことも検討したい。全県に対する支援ができるよう、研修会の開催方法についても工夫が必要である。

#### オ 課題

令和7年度も、「第3次いのち支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画」に沿った形で、計画にあるネットワーク会議を各保健所、市町において実施するように働きかける。

各自殺対策業務において、支援を必要としている人に、必要な情報が届くよう、開催方法や普及啓発の方法に工夫が必要である。

## (5) 依存症対策（依存症相談拠点）

### ア 目的

国の「依存症対策総合支援事業実施要綱」に基づき、関係機関（医療機関、保健所、市町、民間団体、保護観察所等）と、相互に有効かつ緊密に連携し、その責任、機能または役割に応じた包括的な支援を提供し、依存症患者やその家族等の地域におけるニーズに総合的に対応する。平成30年度から当センターをアルコール・薬物・ギャンブルの依存症相談拠点に位置付けて、相談支援の強化に努めている。

### イ 計画

- (ア) 医療機関、自助グループと連携した依存相談（アルコール、薬物、ギャンブル等）：県内1か所
- (イ) 依存症の回復支援：リカバリーミーティング（アルコール、薬物、ギャンブル等）：県内1か所
- (ウ) 保護観察所と連携した有効で切れ目ない個別支援
- (エ) 人材育成：依存症問題従事者研修

### ウ 実績

(ア) 医療機関と連携した依存相談 (令和7年2月28日現在) (単位：人)

会場	相談日時（予約制）	専門相談員	令和5年度		令和6年度	
			実人数	延人数	実人数	延人数
静岡総合庁舎	第1・3木曜日、 第2月曜日 13:00～16:00	病院精神保健福祉士 県断酒会理事長	27	30	36	36
計			43	46	36	36

### (イ) リカバリーミーティング

様々な依存を有する当事者の自助グループ活動への支援を発展させて、平成28年度から様々な依存問題を抱える当事者を対象にしたグループミーティングを、依存症集団療法SMARPP\*のテキストを活用して実施している。

(令和7年2月28日現在) (単位：人)

会場	相談日時（予約制）	スタッフ	令和5年度		令和6年度	
			実人数	延人数	実人数	延人数
静岡総合庁舎	第2・4火曜日 13:30～15:30 通年開催	センター職員、回復者スタッフ (断酒会理事、ダルクスタッフ)	9	67	7	48
東部総合庁舎	第1水曜日 13:30～15:30 4～9月開催	センター職員、病院心理士、回復者スタッフ (ダルクスタッフ)	8	38	4	15
計			17	105	11	63

※SMARPP (Serigaya Methamphetamine Relapse Prevention Program) は、覚せい剤依存症の治療を目的に開発されたプログラム。患者が自らの飲酒、薬物使用、ギャンブル等から自らを避ける具体的な方法を見つめられるようにする集団療法。当センターでは、その一部を改変し、アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症を対象にしたプログラムが実施している。

#### (ウ) 保護観察所との連携

令和2年度から令和4年度は静岡保護観察所の要望を受け、薬物再乱用防止プログラムの集団処遇に、助言とリカバリーミーティングの周知を目的として精神保健福祉センター職員を派遣をした。令和5年度からは、新たに連絡会を開催し、保護観察所と精神保健福祉センターの現状報告とそれに即した連携のあり方について、情報共有と協議を行った。

必要なケースに対しては、集団処遇後に当事者との個別面接を行い、当センターで実施するリカバリーミーティングへの誘いかけを行った。また保護観察期間が終了する前の当事者に対して、リカバリーミーティングへの体験的な参加を受け入れた。

#### (エ) 依存症問題従事者研修

内容	対象	回数	参加人数
依存症に関する相談対応の向上や依存問題を有する人に対する効果的な支援に関する基礎知識の習得	行政機関、精神科医療機関、相談支援事業所等に所属する保健師、精神保健福祉士、相談員等	1	26

### エ 評価

#### (ア) 依存症相談

月ごと件数にばらつきはあるものの、実績は例年並みである。相談の内訳は、アルコール、ギャンブル、薬物といった相談よりも、その他に含まれるゲーム・ネット、買物などの相談が半数以上を占めていた。依存症に関する問題が多種多様化してきてる中で、実態を細分化して分析し、今後の事業展開に生かすために、相談内容の計上の仕方を検討する必要がある。

また、曜日ごとの相談件数では、9割以上が木曜日実施だった。月曜日は断酒会員が相談員を務めており、相談者がアルコール問題を抱えてる場合には、月曜日の相談予約を勧めることもある。今年度アルコールに関する相談はあるものの、あまり月曜日の予約には至っていない。電話相談の際、断酒会や依存症拠点病院を紹介するため、直接自助グループや医療機関につながっていることが考えられる。また、そもそもアルコール問題を抱えている相談者は高齢者が多くを占め、情報が手に届かなかったり、わざわざ静岡市にまで相談に行けなかったりという課題も懸念される。

#### (イ) リカバリーミーティング

令和6年10月以降、東部会場での開催を休止した。休止にあたり参加者及びスタッフに説明をして了解を得た。継続参加者は元々自助グループにつながっており、新規参加者も休止前に自助グループにつながったため、休止による参加者への大きな影響はなかった。休止後、東部会場での開催について、数件の問合せがあった。中部会場を案内したが、移動の問題で中部会場への参加を希望する者はいなかった。

前年度と比較し、新規参加者が非常に少なかった。また継続参加者が就労や引越し等の理由で参加を終了したため、特に2クール目は参加人数が常時少ない状況だった。新規参加者が少なかった要因としては、依存相談や保護観察所からつながる者がいなかったことが挙げられる。

令和3年10月から令和6年3月までのアンケート調査をまとめ、第60回全国精神保健福祉センター研究協議会にて、「精神保健福祉センターにおける多様な依存症者に向けた回復プログラムの効果検証と自殺リスク因子への影響」として発表した。リカバリーミーティングへの参加により自分の気持ちを話せるようになるという参加者の変化が明らかになった。しかし、調査の対象・内容・方法については、信頼性及び妥当性が十分とはいえない。

(ウ) 保護観察所との連携

連絡会の開催や引受人・家族会での講義等を通じて切れ間のない支援を行うことを目指しているが、実際にリカバリーミーティング等につながるケースはなかった。

(エ) 依存症問題従事者研修

県内依存症拠点病院に従事する心理士を講師とし、依存症問題における基礎的な内容をテーマとして講義を依頼した。アンケート結果からも好評の評価が多く、実践現場で生かせる内容であったため、支援者にとって有効な情報を提供できたと考える。

また、自治体の中には、所属からの旅費が出せず現地参加が難しい事情があることもわかった。今回は講義のみであったため、オンライン開催であればより多くの参加者が見込め、より多くの支援者に依存症に関する基礎知識を普及できたと考える。また一方で、研修のみで終わってしまい、グループワークなどで悩みを共有する場や関係機関での横のつながりを作る場面がなかった。アンケートでは実際の対応に苦慮する声もあったため、関係者で情報を共有する時間も取れたら良かった。

オ 課題

リカバリーミーティングについては、新規参加者を増やすため、ホームページ等での周知・依存相談員や保護観察所との連携強化を検討する。効果検証については、令和6年9月をもって現行のアンケート調査を終了する。今後は依存症対策として、依存の問題に関する相談（電話相談含む）の集計データをまとめ、相談や対応の傾向を調査していく。

保護観察所との連携については、リカバリーミーティングへの保護観察所職員及び対象者の受入れや、薬物再乱用防止プログラムへのセンター職員派遣等、計画を立てて進めていく。

依存症問題従事者研修においては、集客及び県内の依存症問題について理解を深め、関係機関での連携を強化するため、普及啓発として実施している家族講演会との合同開催も検討する。

## (6) ひきこもり支援事業（静岡県ひきこもり支援センター）

平成11年度から取り組んできたひきこもり支援は、健康福祉センターとの連携の下に実施してきたが、相談ニーズに応じた支援を的確に行うため、平成25年度からひきこもり支援センターを設置し、相談窓口を一本化して統一的な対応による支援の強化を図ってきた。また、社会参加のステップとなる環境を整えた居場所の利用を促すとともに、最適な社会資源を紹介する等利用者の状態に応じた最適な支援を行っている。

### ア 目的

ひきこもりに関する知識の普及啓発を行うとともに、ひきこもりに特化した専門的な相談と支援を提供する。また、より身近な市町において相談できる窓口の設置及び支援の充実に向けて、市町等地域資源に対する技術支援・人材育成を行う。

### イ 計画

#### (ア) ひきこもり支援センター設置運営事業

開設日：平日 8:30～17:15（専用電話受付 10:00～12:00、13:00～15:00）

体制：精神保健福祉センターに専用相談窓口を開設し一元的に相談を受け付けた上で、精神保健福祉センター及び関係健康福祉センターに配置したひきこもり支援コーディネーター（6人）が、面接相談に応じ、全県を網羅した一体的な支援体制を確保している。

ひきこもり支援センター				
拠点	精神保健福祉センター	東部健康福祉センター	中部健康福祉センター	西部健康福祉センター
所管区域 健康福祉センター単位	全県 (電話受付)	賀茂、熱海、御殿場、 東部、富士	中部	西部
コーディネーター数	2人	2人	1人	1人

(イ) 電話・来所・訪問相談

(ウ) 普及啓発

(エ) 静岡県ひきこもり対策連絡協議会

(オ) ひきこもり家族教室メンター派遣事業

(カ) その他ひきこもり対策支援事業

### ウ 実績

(ア) 計画のとおり設置運営（県ひきこもり支援センター8か所分の合計）

(イ) 電話・来所・訪問相談（県ひきこもり支援センター8か所分の合計）

令和6年度（令和7年2月28日現在）（単位：延べ件）

区分 年度	電話 相談	来所 相談	同行 支 援	訪問相談			家族教 室・交流 会	ケ- ス カンファ レンス	連絡 調整	社会 資源 調査	その他	計
				本人	家族	本人・ 家族						
R 5	383	468	10	10	14	9	196	151	393	0	444	2,078
R 6	305	445	8	5	19	11	120	138	536	8	268	1,863

区分 年度	母	父	両親	本人	本人+家族	その他家族	その他	計
R 5	661	90	60	245	81	87	854	2,078
R 6	538	78	71	249	72	47	808	1,863

(ウ) 普及啓発（精神保健福祉センター）

- a リーフレット ひきこもり支援センターの事業内容を周知するリーフレットを関係機関との会議等で配布した。また、ひきこもりに対する知識と対応についての理解を深めるためのリーフレットについても、各健康福祉センターや関係会議等で配布した。
- b 広報/周知
- ・精神保健福祉センターホームページ
  - ・各市子ども若者支援マップでの掲載（富士市等）
  - ・市町教育委員会生徒指導担当者会議でのセンターの周知（10月）
  - ・ひきこもり支援センターだよりの発行

(エ) 静岡県ひきこもり対策連絡協議会（精神保健福祉センター）

ひきこもり支援に取り組む関係機関が一同に会し、効果的な支援のあり方について協議した。教育と福祉の連携について課題意識を共有した。また、県ひきこもり支援センターによる市町支援をどのように行っていくかについて確認した。

開催日	令和7年2月17日	
委員 出席者 17人	学識経験者	静岡大学教授
	教育関係	県教育委員会（義務教育課、高校教育課、社会教育課） 県私学振興課、静岡県総合教育センター 青少年交流スペース『アンダンテ』
	労働関係	静岡労働局、県労働雇用政策課
	福祉関係	静岡市子ども若者相談センター、県障害福祉課、県地域福祉課、県福祉 長寿政策課、県社会福祉協議会、精神保健福祉センター、浜松市精神保 健福祉センター、
	家族会	KHJ 静岡県いっぶく会

(オ) ひきこもり家族教室メンター派遣事業（精神保健福祉センター）

平成20年度以降、ひきこもりの状態を解消・軽減した家族（メンター）が、同じ悩みを経験してきた者として家族に寄り添った支援を行うひきこもり家族教室メンター派遣事業を実施している。

（単位：回、人）

実績 センター	令和5年度		令和6年度 (令和7年2月28日現在)	
	回数	人数	回数	人数
賀茂	0	0	0	0
熱海	0	0	0	0
東部	1	1	1	1
御殿場	0	0	0	0
中部	1	3	0	0
富士	0	0	0	0
西部	6	6	0	0
計	8	10	1	1
登録者数	7世帯8人 (夫婦1組、父親のみ1人、母親のみ5人)		6世帯7人 (夫婦1組、父親のみ1人、母親のみ4人)	

(カ) その他ひきこもり対策支援事業

令和6年度（令和7年2月28日現在）（単位：人）

内 容	日 時	対 象	参加人数
ひきこもり支援従事者養成研修※※3（2）教育研修の再掲	令和6年9月3日 10時～16時30分	教育・就労・福祉関係でひきこもり支援に携わる者	午前68人 午後31人 延べ99人
ひきこもり家族交流会（全県版）	令和6年8月5日 13時30分～16時30分	静岡県で関わっているひきこもりに関連する家族	参加家族4人 メンター7人 健福職員7人 計18人
ひきこもり講演会	令和6年10月10日 13時30分～16時	一般県民、ひきこもりに支援に携わる者	65人

エ 評 価

ひきこもり支援従事者研修について、午前の講義はオンラインと現地のハイブリッド形式で、午後の当事者及び家族の体験談、ケース検討会は現地のみに開催した。ケース検討会では、市が継続に対応しているケースを事例として扱った。参加者アンケートでは、当事者等の体験談を聞くことのできる貴重な機会になった、具体的な事例を検討し様々な意見を聞くことができよかつた等の感想が多く、満足度も高かつた。今後も、県内のひきこもり支援体制整備の状況を把握した上で、実践的な研修を実施していくことが求められている。

ひきこもり講演会は、男女共同参画センターあざれあ2階大会議室で開催した。一般県民の参加者から、当事者の意見を聞くことができよかつたという声があつた。ひきこもり当事者や当事者家族の参加があり、ひきこもりの入り口支援としての役割も講演会が果たしていると考えられる。今後も参加者のニーズに対応した講演会を実施していくことが望ましい。

今後も、生活困窮者自立支援事業等幅広い支援者に対して、ひきこもり支援の取組を周知していく。不登校児童義務教育修了後の途切れない支援、「8050問題」、就職氷河期世代を念頭に置いて関係機関との連携を図り、適切な支援につないでいく。

ひきこもり家族教室メンター派遣事業では、メンター（ひきこもりの状態を解消・軽減した家族）の経験に基づく助言が、参加家族だけでなく支援者にとっても支援の参考になると好評を得ている。今後も、ひきこもり当事者・家族の気持ちに寄り添つた支援の充実を図っていく。

ひきこもり家族交流会（全県版）は令和元年度から令和4年度まで、新型コロナウイルスの影響で開催が見送られてきたが、令和5年度に引き続き開催することができた。参加者数は例年の参加者よりも少なかつた。参加希望はあるが、日程の都合が合わない人が複数いたことが原因と考えられる。参加者を増やしていくために、開催時期、周知方法等検討していく必要がある。

オ 課 題

コロナ禍で中止となつていた全県版の家族交流会を令和5年度から再開し、令和6年度も実施し、参加家族からは好評を得た。一方で参加家族数は、以前継続して実施していた頃と比べて減少しており、ひきこもり当事者の家族が参加しやすい形での実施方法を検討していく必要がある。

ひきこもり支援従事者養成研修及びひきこもり講演会については、オンラインと現地での開催を必要に応じて検討していく。ひきこもり支援従事者養成研修は、市町がひきこもり支援体制整備を進めてい

くことを促すような内容で実施していくことが望ましい。ひきこもり講演会は、当事者や家族、関心のある一般県民が、より参加しやすい形の内容や実施方法を検討し、継続的に実施していくことが求められる。

メンター派遣事業について、登録しているメンターの数が限られている現状がある。相談につながり終結するケースを中心に、メンターとしての活動ができる家族を増やしていくことは課題である。また、研修等で体験談を話すことができる当事者の掘り起こしも課題となっている。

県民がより身近な市町において支援を受けることができるよう、各市町及び民間団体に対する技術的支援や支援者養成をさらに推進する必要がある。このため、現在のひきこもり支援センターの支援能力を高めるための体制点検及び強化が課題となっている。

## (7) 技術指導・技術援助

### ア 目的

精神保健福祉法第6条第2項及び国の定める精神保健福祉センター運営要領に基づき、地域における精神保健福祉活動を推進するため、保健所及び市町等の関係機関に対して、専門的立場からの助言及び情報提供等の技術指導・技術援助を行う。

### イ 計画

- a 各保健所（健康福祉センター）が主催する会議や研修会等への講師、助言者及び情報提供者としての技術指導・技術援助
- b 各市町が主催する会議、研修会や個別相談会等のうち、保健所（健康福祉センター）のみでは対応が困難な場合の講師、助言者及び情報提供者としての技術指導・技術援助
- c a、b以外の関係機関が主催するメンタルヘルスに関する会議、研修や個別ケアケース検討等のうち、自殺対策やひきこもり支援など保健所や市町等関係機関と協働して広域的または重点的に支援する必要があるものに対する技術指導・技術援助

### ウ 実績（成果）

（単位：件、人）

項目	令和5年度		令和6年度 (令和7年2月28日現在)	
	延件数	延人数	延件数	延人数
保健所	146	684	87	401
市町	163	2,376	111	1500
福祉事務所	0	0	6	16
医療施設	29	277	16	209
介護老人保健施設	0	0	0	0
障害者支援施設	4	62	3	66
社会福祉施設 (社会福祉協議会を含む)	9	22	10	40
その他	91	1,111	92	2129
合計	442	4,532	326	4361

### エ 評価

令和6年度は、対面や、ハイブリッド開催などにより参加者が参加しやすい形で支援を実施し、また、支援先の会議等の技術支援においては、事前打合せを密にすることで、より支援希望先の要望に添った内容での実施となり支援先の機関からは好評であった。

実績では、令和6年度は支援総数では大きな増減はみられなかったが、保健所への支援が前年に比べ減少した反面、それ以外の機関への技術支援が増加している。

実績の大幅な増加がみられたが、依存症やその他事業による研修など参加者が増加した。

また、外部研修の講師や情報提供等の頻度の増加による影響が考えられ、当センターの専門機関と

しての役割が果たせていると言える。

#### オ 課題

支援の実施方法では、オンラインか対面、ハイブリッドのいずれかで対応しているが、対象者や開催目的や支援のねらいに応じた実施方法を検討する必要がある。

各機関から要望が寄せられる支援内容は多岐にわたっており、それぞれの支援効果を質的に向上させるためには、支援元の要望のねらいや現状などを明確に事前聴取し、かつ当方の支援目的とすり合わせする必要がある。しかし、現状の支援は当方の支援目的とのすり合わせが十分でないことが課題である。

## (8) 人材育成・教育研修

### ア 目的

保健所、市町、障害者支援事業所、精神科医療機関及び教育機関等の関係機関で精神保健医療福祉業務に従事する職員等の人材育成・技術的水準の向上を図る。また、関係機関同士の職員間の連携強化に資する。

### イ 計画

各事業の枠組み及び事業計画に従い実施する。

### ウ 実績 (成果)

各機関で活動する専門職を対象に、初任者から経験者までに対応する内容で各研修を実施した。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響を考慮した「新しい生活様式」に即し、参加人数やオンライン回線の制限を設けた中でも、昨年度より参加延べ人数が増加した。

令和6年度（令和7年2月28日現在）（単位：回、延べ人数）

研修名	内容	対象	回数	参加人数
精神保健福祉業務基礎研修会	精神保健福祉業務を実施するための基礎的な知識を学ぶ。	新任の精神保健福祉業務担当者等	2	94
ひきこもり支援従事者養成研修(会場・オンライン)	ひきこもり状態にある当事者やその家族の早期発見・早期対応のための基本的な知識や支援方法を習得するとともに地域における円滑な連携を促進する。	保健所、市町、社会福祉協議会等のひきこもり支援従事者	1	99
ゲートキーパー養成専門研修会	ゲートキーパーの役割や「メンタルヘルス・ファーストエイド」を理解し、ハイリスク者に対する適切な初期支援方法の習得を図る。	保健所、市町の精神保健福祉担当者等	1	33
ゲートキーパー講師養成研修会	自殺予防の役割を担うゲートキーパーの養成講師として、必要な知識や技術を身に付ける。	保健所、市町の精神保健福祉担当者等	1	34
・自殺未遂者ケア研修会 ・ゲートキーパー講師フォローアップ研修 ・若年層自殺対策研修会	精神科医療機関等の職員を対象に研修を行い、精神科における自殺未遂者ケアの充実を図る。 *講師フォローアップ、若年層、未遂者の3つを同時開催	県内の身体科救急及び精神科医療機関の職員及び市町(政令市を含む)、健康福祉センター職員等	3	111
自死遺族支援者研修会	自死遺族に関わる支援者が自死遺族の心情や必要とされる支援を理解し、日頃の業務に活かす。	保健所、市町の精神保健福祉担当者、医療機関職員等	1	10
精神保健指定医会議	精神保健指定医の役割と精神保健福祉行政の理解を深める。	精神保健指定医、行政職員等	1	50

研修名	内 容	対 象	回数	参加人数
災害時メンタルヘルスケア研修会	心のケアの基礎知識・対応を知り、災害時の自機関の体制を振り返り、業務に活かす。	市町職員	1	51
サイコロジカル・ファーストエイド (PFA) 講演会	心理的応急処置である PFA を学び、災害等の支援活動に役立てる。	市町・保健所職員等	1	17
保健所精神保健福祉業務連絡会	県内の各健康福祉センターが、精神保健福祉業務を円滑に実施できるように情報提供や情報交換を行う中で助言指導を行う	健康福祉センター等	2	32
健康福祉センター等精神保健福祉士連絡会	令和4年度から県精神保健福祉士の資質向上のための連絡会を実施	県の健康福祉センター及び精神保健福祉センターに勤務する精神保健福祉士	3	26
依存症問題従事者研修会	現代社会の中で問題が顕在化してきたギャンブル等依存症問題の現状についての知識を身につけ、支援者の資質向上を図る。	行政機関、精神科医療機関等に所属する保健師、精神保健福祉士、相談員等	1	26
計			18	583

## エ 評 価

令和4年度から、新規の人材育成の機会として、県の健康福祉センター及び精神保健福祉センターに勤務する精神保健福祉士を対象にした連絡会を立ち上げた。県の行政機関における精神保健福祉士の役割を検討し、その役割を果たすために必要な教育体制について、今後数年をかけて検討していくことになる。

今までに、県では精神保健福祉士独自の教育体制構築について検討されてこなかったもので、評価に値する。

## オ 課 題

新たな生活様式に即しながらも必要な効果を確保できる研修会や連絡会等の企画運営について、どのように判断するかは、未体験の事象であるため難しく、次年度の課題である。

何を目的に人材育成するのか、連携強化するのか、といった視点での評価を行いながら施策として事業展開することが各事業担当の課題である。

## (9) 普及啓発

県民の精神保健福祉に対する理解を深めるため、時勢に即したテーマの講演会を開催した。その他刊行物の発行やホームページの更新等の広報活動により普及啓発を実施した。

### ア 目的

全県規模で一般住民に対し精神保健福祉の知識、精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、必要に応じて保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

### イ 計画

引き続きコロナ禍における有効な手段、必要な対策を講じて、普及啓発を行う。

### ウ 実績

#### (ア) 普及啓発講演会

##### (a) ひきこもり講演会

ひきこもりについての正しい知識の普及啓発を目的にして、家族や支援者を対象に、自身もひきこもり当事者であった林恭子氏及び橋本太氏を講師に招いて講演会を行った。

令和6年度（単位：人）

演題	「ひきこもりの理解と支援～ひきこもり経験者として伝えたいこと～」
講師	一般社団法人ひきこもりUX会議 代表理事 林 恭子 氏 ひきこもり体験談ピアサポーター 橋本 太 氏
開催日	令和6年10月10日
会場	男女共同参画センター あざれあ 2階大会議室
参加人数	65

##### (b) アルコール問題を抱える家族への講演会

一般県民のアルコール依存症に関する知識の普及を目的にして、アルコール問題を抱える家族を対象にした講演会を実施した。

令和6年度（単位：人）

演題	・講演「アルコールにハマるメカニズムをとく」 ・体験談
講師	静岡福祉大学 社会福祉学部 長坂 和則 教授 AA メンバー 静岡県断酒会理事長 小泉 登資 氏 静岡県断酒会家族 小泉 京子 氏
開催日	令和6年11月14日
会場	静岡総合庁舎 本館7階 第9会議室
参加人数	30

(イ) 刊行物

(a) 精神保健福祉だより

当センター及び県内の関係団体等の精神保健福祉に関する活動や情報を集めた情報誌を作成し、関係機関にメールにより発信した。

令和6年度（令和7年2月28日現在）

番 号	内 容
No. 131	精神保健福祉室長着任の挨拶、依存症について正しい知識を知っていますか、新任職員の声等

(b) 静岡県精神保健福祉センター所報（No. 54）

当センターの令和5年度の活動実績をまとめ、関係機関にメールで発信した。

(c) 静岡県ひきこもり支援センターだより（Vol. 16）

県ひきこもりコーディネーターが配置されているひきこもり支援センターの紹介とコーディネーターの管轄エリア等を掲載した刊行物をメールで発信した。

(d) 庁舎展示等

自殺予防週間（9月）や自殺対策強化月間（3月）の機会を捉えて、庁舎本館ロビー等数か所にポスターを掲示し、リーフレット等を配架した。また、県内公立大学等に若年層向けのリーフレットを配布した。

また、教育機関、商業施設、コンビニ等への各種啓発物の配付、配架依頼を行った。

(ウ) ホームページの更新

精神保健福祉センターの業務の紹介を始め、「精神保健福祉だより」及び「所報」等並びに各種研修会及び講演会の案内を的確な時期に掲載した。

エ 評 価

コロナ禍以降、イベント式のチラシ等配布は実施しなくなった一方で、ホームページなどそれに代わる普及啓発や情報提供機会の強化を図り、工夫をする必要があった。また、ホームページは更新が滞り最新情報を発信していなかった時期があった。

オ 課 題

県民にとって、知りたい情報を知りたい時期に、アクセスしやすいツールで的確に発信しているかについて検証し、可能なものはDX化するなど時勢に合わせていく必要がある。まずは、ホームページの最新化を図ることに取組、定期的に確認、更新を行い、必要な情報をタイムリーに発信できるようにする。

また、毎年一定のテーマや対象者に偏らず、広く県民全般に対する普及啓発となる企画を検討し実施することが課題である。一方、政令市の精神保健福祉センター普及啓発事業との調整が求められる。

## (10) 調査研究

今後の当センターに関わる事業に活用する目的で県内の精神保健福祉の実態把握及びその調査研究成果を、研究、発表を行った。

### ア 目的

地域精神保健福祉活動の推進並びに精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等についての調査研究をするとともに、必要な統計及び資料を収集整備し、都道府県、保健所、市町村等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供する。

### イ 計画

- (ア) 静岡県公衆衛生研究会、静岡県福祉研究会など県組織内での発表・報告を目標とした調査研究  
・「ふじのくにゲートキーパー講師養成研修」受講者の受講前後における自己効用感の変化について
- (イ) 全国精神保健福祉センター研究協議会など全国に向けた発表・報告を目標とした調査研究  
・静岡県ひきこもり支援センターの居場所支援について

～静岡式ひきこもり評定尺度の得点変化からみた、居場所継続利用者の利用者本人と家族の変化～

### ウ 実績

#### (ア)

令和6年度

研究・報告場所	第61回静岡県公衆衛生研究会（グランシップ）
方法	現地講演
対象事業	ひきこもり支援事業
研究名	静岡県ひきこもり支援センターの居場所支援について ～静岡式ひきこもり評定尺度の得点変化からみた、居場所継続利用者の利用者本人と家族の変化～
内容	2年以上居場所を継続利用している利用者の内、1年後と2年後の本人用変化の指標の評価をした25人と、その25人の中で1年後と2年後の家族用変化の指標の評価をした12人を対象に、変化の指標の得点変化を分析、考察した。 本研究の結果から、居場所を継続的に利用することは、本人のペースに合わせた社会参加を促し、本人や家族の状態は行きつ戻りつしながらも、家族間の関係の改善や、面接場面や家族間でよりオープンに将来の見通しについて話し合う機会が増える等の肯定的な変化に繋がっていることが示唆された。
備考	共同発表者 琉球大学人文社会学部 草野智洋

#### (イ) 全国に向けた研究発表・報告

令和6年度

研究・報告場所	第60回全国精神保健福祉センター研究協議会（北海道）
方法	現地講演
対象事業	依存症支援対策
研究名	精神保健福祉センターにおける多様な依存症者に向けた回復プログラムの効果検証と自殺リスク因子への影響
内容	2016年度から実施している依存症回復プログラム「リカバリーミーティング（以下RM）」について、様々な依存対象のRM参加者に対して初回参加時と1クール終了時にアンケートを実施し、意識・行動や自殺リスクの変化について調査した。 調査の結果、ほとんどのRM参加者において、気持ちを話せるようになるという変化が見られた。RMが参加者にとって、依存対象にとらわれずその人自身と

	<p>してあることのできる時間や、症状の有無や程度にとらわれずありのままを正直に語り合える場となっていることが示唆された。</p> <p>一方で、自殺リスクには変化がみられなかった。サンプル数を増やして継続的に検証していく必要がある。</p>
備考	共同発表者 静岡福祉大学 長坂和則

(b)

令和5年度

エ 評価

ひきこもり支援対策に関する研究発表は、R5年度、全国精神福祉センター研究協議会で発表したものを最新データに更新して再考察し直したものである。本県のひきこもり支援に対する評価に加え、今後の支援に向けた役割を明確にすることができ、この発表の意義は大きいと考える。

依存症対策に関する研究発表は、昨年度、県内発表したものを最新データに更新して再考察し、全国発表をした。その研究の成果が認められ、令和7年度に刊行される雑誌「公衆衛生情報」に掲載される予定である。

オ 課題

今後、調査で得られたデータをどのように実務に反映するかを課題とする。

## (11) こころの緊急支援活動事業

阪神・淡路大震災や大阪池田小学校事件の経験から、災害や事件を経験した人に対する「こころのケア」は精神保健上の重要な課題であることが明らかになった。危機事態にあつては、初動体制を迅速かつ的確に構築することで、当事者のストレス障害の二次的な拡大が予防できると指摘されている。

静岡県では、平成16年度から学校等における事件・事故の直後にこころの緊急支援を行う「こころの緊急支援活動事業」に試行的に取り組み、平成18年6月から本格的に開始した「こころの緊急支援チーム」の派遣体制を確保し、危機発生時には迅速に職員を派遣している。また、チーム派遣に至らない軽度のレベルの相談対応については、学校、教育委員会、学校に配置されたスクールカウンセラーが連携して対応している。

### ア こころの緊急支援チーム派遣実績 令和6年度（令和7年2月28日現在）

	件数	備考
派遣要請件数	0件	
相談対応件数	0件	

### イ 研修（※3（2）教育研修の再掲）

開催日	令和6年12月12日	
会場	Web開催	
対象	学校教員、教育委員会職員、スクールカウンセラー等の学校関係者、行政職員等	
参加人数	85人	
講師	精神保健福祉センター職員	
内容	講義	「ストレス障害の基礎知識」 「学校における危機発生時のこころのケア」 「緊急対応の手引き解説」
	グループワーク	

### ウ 事業説明及び協力依頼、研修

令和6年4月5日	私学協会から各学校へのこころの緊急支援チーム派遣事業の説明（資料提供）
令和6年4月23日 5月17日	市町教育委員会生徒指導担当者連絡会議におけるこころの緊急支援チーム派遣事業の説明（資料提供）
令和6年5月16日	高等学校等副校長・教頭会総会及び研究協議会におけるこころの緊急支援チーム派遣事業の説明

## エ 教育関係部署との連絡会

開催日	令和6年7月2日
会場	五風来館 A会議室
出席対象者	県教育委員会各課、障害福祉課、精神保健福祉センター
出席人数	13人
内容	こころの緊急支援チーム派遣の事業説明、各機関での対応状況 こころの緊急支援対応事案の共有

### 【評価・改善等】

派遣事業について、連絡会における各機関の報告から、事案があった際には校内のスクールカウンセラーでほとんど対応できていること、また対応に困る場合でも、市町教委や県教委の資源を活用し対応できていることを確認した。本事業のメリット（スクールカウンセラーの負担軽減や、後ろ盾がある安心感）を生かし、派遣要請に限らず相談対応にも活用してもらえると良いことを伝えた。

研修会について、参加者アンケート（各講義が参考になったかどうかについて5段階評定）によると、すべての講義で評点平均が4.5以上と高得点であった。講義は例年同じ内容となっている。今後も大きく変更する必要はないが、開催毎に最新の情報やトレンドの内容を追加し、ブラッシュアップしていく。また開催時期や開催方法は、受講者にとって概ね適当であるということが、アンケート結果から明らかになった。今後も同時期（ただし担任の参加を狙うのであれば夏休みが適当）でのオンライン開催の方針としたい。

### 【課題】

派遣事業について、既存の資源（スクールカウンセラーや教委等）を活用し事案に対応できているため、今後も緊急支援チームの要請は減少していくと想定される。定期的に所内での演習等を行い、緊急時に対応できるよう準備しておく必要がある。

研修会において教育関係者からは、SOSの出し方教育の推進・校内での外部講師による研修・教委や行政との情報交換・マニュアル作成のための支援・緊急時の連絡先一覧、小さなサインを相談できる窓口、SC派遣の整備・精神疾患や自殺企図（リストカットやOD）の対応への助言等を希望する声があった。連絡会等で県教委にフィードバックし、今後対応できそうなことや役割分担を確認していく必要がある。

子どもの自殺対策と危機対応において、「こどもの自殺対策危機対応チーム」との連携が求められる可能性がある。

## (12) 組織育成

地域における精神保健福祉の向上を図るため、地域住民による組織的活動の活性による県域単位での家族会、患者会、社会福祉事業団体などの組織育成を行う。また、保健所、市町及び地区単位の組織の活動に協力する。

### ア 目的

地域における精神保健福祉の向上のための、地域における組織的活動の活性

### イ 計画

地域の組織活動に対し、活動が活性化するよう協力する

### ウ 実績

令和6年度（令和7年2月28日現在）（単位：回）

組織名	内容	回数
静岡県精神保健福祉協会	総会、運営委員会、常務理事会、こころの健康フェア等	23
(公社) 静岡県断酒会	S B I R T S 普及促進セミナーin 静岡	1
(一般社団法人) ファミリーライク	18周年 静岡ダルクフォーラム	1
藤枝 心愛会	総会	1
精神保健福祉ぬくもりの会	総会	1

令和5年度

組織名	内容	回数
静岡県精神保健福祉協会	総会、運営委員会、研修会、こころの健康フェア等	20
(公社) 静岡県断酒会	S B I R T S 普及促進セミナーin 静岡	1

※回数は、支援・協力の回数を計上する。同日に複数人が従事した場合であっても、1回のカウントである。

※保健所、市町の活動に対する支援や協力は、「技術指導・技術援助」に計上する。

※組織育成に該当する支援や協力であっても、当センターの事業として他に計上したものについては、「組織育成」に重複計上しない。

### エ 評価

各団体の要望に応じて、研修会やイベント開催に関する企画・運営の支援や、研修講師の役割を担うなどの多様な支援を行い、地域における組織的活動の活性化に向けた組織育成を行った。

### オ 課題

現状において当センターでは、既存の各団体からの要望に応じて支援を行っているが、精神保健福祉に関連する団体の諸活動状況を把握しきれていないとは言えない。そのため、戦略的・目的的な支援が行えているか明確ではない。今後、県障害福祉課との情報共有の機会を設けるなど、まずは組織団体の活動状況等を把握し、センターとして何を目的・目標として組織育成するのか、方向性を持てるよう検討していく。



## 職 員 配 置 調

(令和7年4月1日現在)

区 分	総務班	精神保健福祉班	手帳手当班	計	
所在地	静岡県駿河区有明町2-20				
担当区域	33市町（政令市除く）				
配       置       員	職員（事）	【3】 1	5	4	【3】 10
	職員（技）	【1】 1	4		【1】 5
	再任用職員（事）				【0】 0
	再任用職員（技）				0
	会計年度任用職員 (精神障害者保健福祉 手帳の交付等)			(4)	(4) 0
	会計年度任用職員 (自殺対策連携推進)		(1)		(1) 0
	会計年度任用職員 (ひきこもりの本人、 家族への支援)		(2)		(2) 0
計	【4】 2	(3) 9	(4) 4	【4】 15	

※ 【 】は兼務職員4人で外数  
 ( )は、会計年度任用職員7人で外数  
 精神保健福祉班 職員（事務）育児休業1人

様式第5号

## 歳 入 予 算

一般会計

区 分	調 定 額 A 円	収 入 済 額	
		納 期 内 B 円	納 期 後 C 円
款 08使用料及び手数料	800	800	0
項 02手数料	800	800	0
目 04健康福祉手数料	800	800	0
01診断書等手数料	800	800	0
款 14諸収入	1,067,310	1,067,310	0
項 07雑入	1,067,310	1,067,310	0
目 02雑入	1,067,310	1,067,310	0
81保険料負担金	1,067,300	1,067,300	0
非常勤職員	1,067,300	1,067,300	0
84雑収	10	10	0
保有個人情報開示負担金	10	10	0
計	1,068,110	1,068,110	0

# 執 行 状 況 調

(令和 5年度)  
(令和 6年 3月31日現在)

不納欠損額 D	収 入 未 済 額			収入歩合 $\frac{B+C}{A-D-F}$	納期内収入率 $\frac{B}{A-D-F}$
	納期限経過 E	納期限未到来 F	計		
円	円	円	円	%	%
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0

様式第5号

## 歳 入 予 算

一般会計

区 分	調 定 額 A 円	収 入 済 額	
		納 期 内 B 円	納 期 後 C 円
款 14諸収入	1,216,882	1,216,882	0
項 07雑入	1,216,882	1,216,882	0
目 02雑入	1,216,882	1,216,882	0
87保険料負担金	1,216,832	1,216,832	0
非常勤職員	1,216,832	1,216,832	0
90雑収	50	50	0
保有個人情報開示負担金	50	50	0
計	1,216,882	1,216,882	0

# 執行状況調

(令和 6年度)  
(令和 7年 2月28日現在)

不納欠損額 D	収入未済額			収入歩合 $\frac{B+C}{A-D-F}$	納期内収入率 $\frac{B}{A-D-F}$
	納期限経過 E	納期限未到来 F	計		
円	円	円	円	%	%
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0

様式第7号

# 現 金 出 納 調

精神保健福祉センター

(令和 5年度)

(令和 6年 5月31日現在)

区 分	受 入 額			払 出 額	残 高	出納員領収書 発行総額及び 枚 数	現金払込調書 兼領収書総額 及び枚数
	越 高	受 高	計				
健康福祉手数料	円 0	円 800	円 800	円 800	円 0	円 800 1 枚	円 800 1 枚
雑入	0	10	10	10	0	10 1 枚	10 1 枚
計	0	810	810	810	0	810 2 枚	810 2 枚

様式第7号

# 現 金 出 納 調

精神保健福祉センター

(令和 6年度)

(令和 7年 2月28日現在)

区 分	受 入 額			払 出 額	残 高	出納員領収書 発行総額及び 枚 数	現金払込調書 兼領収書総額 及び枚数
	越 高	受 高	計				
雑入	円 0	円 50	円 50	円 50	円 0	円 50 3 枚	円 50 3 枚
計	0	50	50	50	0	50 3 枚	50 3 枚

様式第7号—2

## 保管現金有高調

(令和6年度)

(令和7年2月29日現在)

現金保管者	区 分	金 額 (円)
精神保健福祉センター次長	精神保健福祉センター診療所に係る つり銭用資金	10,000

預 金 調

(令和6年度)  
(令和7年2月29日現在)

金融機関名	預金種類	口座番号	口座名義人	残高 (円)	摘 要
静岡銀行登呂支店	無利息型 普通預金	0588816	精神保健福祉セン ター資金前渡者 所長 内田 勝久	0	社会保険診療報 酬の受け入れ
静岡銀行登呂支店	無利息型 普通預金	0588805	(自振口) 精神保健 福祉センター資金 前渡者 所長 内田 勝久	0	電話料金等払込
残 高 合 計				0	



余  
白

## 歳出予算執行状況調

(令和5年度)

(令和6年5月31日現在)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
款 04 経営管理費	2,801,761	2,801,761	0	
項 01 経営管理費	2,801,761	2,801,761	0	
目 01 一般総務費	2,801,761	2,801,761	0	
01 報酬	1,271,975	1,271,975	0	
03 非常勤職員報酬	1,271,975	1,271,975	0	
03 職員手当等	266,716	266,716	0	
01 その他の職員手当等	266,716	266,716	0	
04 共済費	1,035,474	1,035,474	0	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	95,048	95,048	0	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	940,426	940,426	0	
08 旅費	227,596	227,596	0	
01 その他の旅費	227,596	227,596	0	
款 07 健康福祉費	35,644,919	35,644,919	0	
項 01 健康福祉費	2,470	2,470	0	
目 02 健康福祉企画費	2,470	2,470	0	
08 旅費	2,470	2,470	0	
02 普通旅費	2,470	2,470	0	
項 03 こども未来費	0	0	0	
目 01 こども未来費	0	0	0	
08 旅費	0	0	0	
02 普通旅費	0	0	0	
18 負担金、補助及び交付 金	0	0	0	
項 04 障害者支援費	35,642,449	35,642,449	0	
目 01 障害者支援費	35,642,449	35,642,449	0	
01 報酬	12,249,396	12,249,396	0	
03 非常勤職員報酬	12,249,396	12,249,396	0	
03 職員手当等	1,683,400	1,683,400	0	
01 その他の職員手当等	1,683,400	1,683,400	0	

(令和5年度)

(令和6年5月31日現在)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
04 共済費	2,554,080	2,554,080	0	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	503,264	503,264	0	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	2,050,816	2,050,816	0	
07 報償費	4,915,926	4,915,926	0	
01 その他の報償費	4,915,926	4,915,926	0	
08 旅費	2,169,637	2,169,637	0	
01 その他の旅費	1,670,517	1,670,517	0	
02 普通旅費	499,120	499,120	0	
10 需用費	2,717,154	2,717,154	0	
01 その他の需用費	2,688,172	2,688,172	0	
02 食糧費	28,982	28,982	0	
11 役務費	8,343,719	8,343,719	0	
13 使用料及び賃借料	324,137	324,137	0	
17 備品購入費	594,000	594,000	0	
18 負担金、補助及び交付 金	91,000	91,000	0	
款 12 災害対策費	100,520	100,520	0	
項 07 災害対策諸費	100,520	100,520	0	
目 01 災害対策本部費	100,520	100,520	0	
08 旅費	100,520	100,520	0	
02 普通旅費	100,520	100,520	0	
計	38,547,200	38,547,200	0	

## 歳出予算執行状況調

(令和6年度)

(令和7年2月28日現在)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
款 04 経営管理費	2,823,036	2,483,888	339,148	
項 01 経営管理費	2,823,036	2,483,888	339,148	
目 01 一般総務費	2,823,036	2,483,888	339,148	
01 報酬	1,454,000	1,226,796	227,204	
03 非常勤職員報酬	1,454,000	1,226,796	227,204	
03 職員手当等	587,174	587,174	0	
01 その他の職員手当等	587,174	587,174	0	
04 共済費	543,862	472,418	71,444	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	121,000	112,812	8,188	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	422,862	359,606	63,256	
08 旅費	238,000	197,500	40,500	
01 その他の旅費	238,000	197,500	40,500	
款 07 健康福祉費	51,546,230	33,790,643	17,755,587	
項 01 健康福祉費	2,195,000	1,395,377	799,623	
目 01 健康福祉総務費	2,193,000	1,395,377	797,623	
01 報酬	1,259,000	846,907	412,093	
03 非常勤職員報酬	1,259,000	846,907	412,093	
03 職員手当等	590,000	522,597	67,403	
01 その他の職員手当等	590,000	522,597	67,403	
04 共済費	344,000	25,873	318,127	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	75,000	25,873	49,127	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	269,000	0	269,000	
目 02 健康福祉企画費	2,000	0	2,000	
08 旅費	2,000	0	2,000	
02 普通旅費	2,000	0	2,000	
項 03 こども未来費	31,000	0	31,000	
目 01 こども未来費	31,000	0	31,000	
08 旅費	23,000	0	23,000	

一般会計

(令和6年度)

(令和7年2月28日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
02 普通旅費	23,000	0	23,000	
18 負担金、補助及び交付金	8,000	0	8,000	
項 04 障害者支援費	49,320,230	32,395,266	16,924,964	
目 01 障害者支援費	49,320,230	32,395,266	16,924,964	
01 報酬	15,240,300	11,501,038	3,739,262	
03 非常勤職員報酬	15,240,300	11,501,038	3,739,262	
03 職員手当等	3,278,000	3,216,782	61,218	
01 その他の職員手当等	3,278,000	3,216,782	61,218	
04 共済費	3,075,000	2,694,442	380,558	
01 地方公務員共済組合に対する負担金	633,000	595,442	37,558	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	2,442,000	2,099,000	343,000	
07 報償費	5,811,710	3,855,149	1,956,561	
01 その他の報償費	5,811,710	3,855,149	1,956,561	
08 旅費	3,670,520	1,737,055	1,933,465	
01 その他の旅費	2,702,520	1,135,965	1,566,555	
02 普通旅費	968,000	601,090	366,910	
10 需用費	3,292,700	2,629,954	662,746	
01 その他の需用費	3,208,700	2,610,834	597,866	
02 食糧費	84,000	19,120	64,880	
11 役務費	14,388,000	6,354,370	8,033,630	
13 使用料及び賃借料	400,000	291,476	108,524	
18 負担金、補助及び交付金	164,000	115,000	49,000	
計	54,369,266	36,274,531	18,094,735	

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

(令和5年度)

節名	会計	款	項	目	執行済額 (円)	
					うち、前年度からの繰越額分	
(12) 委託料						
計						
(14) 工事 請負費						
計						
(16) 公有財産 購入費						
計						
(17) 備品 購入費	一般会計	健康福祉費	障害者支援費	障害者支援費	594,000	0
計					594,000	0
(18) 負担金、 補助及 び交付金	一般会計	健康福祉費	障害者支援費	障害者支援費	91,000	0
計					91,000	0
(21) 補償、補填 及び賠償 金						
計						

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

(令和6年度)  
(令和7年2月28日)

節名	会計	款	項	目	執行済額 (円)	
					うち、前年度からの繰越額分	
(12) 委託料						
計						
(14) 工事 請負費						
計						
(16) 公有財産 購入費						
計						
(17) 備品 購入費						
計						
(18) 負担金、 補助及 び交付金	一般会計	健康福祉費	障害者支援費	障害者支援費	115,000	0
計					115,000	0
(21) 補償、補填 及び賠償 金						
計						

## 負担金支出調

(令和5年度)

整理番号	負担金名	交付先	負担根拠	事業内容	負担金額 (円)	支出年月日
1	日本看護倫理学会第16回年次大会参加費	日本看護倫理学会	開催通知	日本看護倫理学会第16回年次大会	18,000	R5. 4. 27
2	全国精神保健福祉センター長会年会費	全国精神保健福祉センター長会	会則	全国精神保健福祉センター長会	70,000	R5. 7. 31
3	静岡県電話相談機関連絡協議会会費	静岡県電話相談機関連絡協議会	会則	静岡県電話相談機関連絡協議会	3,000	R5. 7. 31
計		3件			91,000	

(令和6年度)

(令和7年2月28日)

整理番号	負担金名	交付先	負担根拠	事業内容	負担金額 (円)	支出年月日
1	全国精神保健福祉センター長会年会費	全国精神保健福祉センター長会	会則	全国精神保健福祉センター長会	70,000	R6. 7. 31
2	静岡県電話相談機関連絡協議会会費	静岡県電話相談機関連絡協議会	会則	静岡県電話相談機関連絡協議会	3,000	R6. 7. 31
3	第16回認知行動療法の手法を活用した薬物依存症に対する研修	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	開催通知	認知行動療法の手法を活用した薬物依存症に対する研修	24,000	R6. 10. 18
4	第14回災害時PFAと心理対応研修受講料	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	開催通知	災害時PFAと心理対応研修	16,000	R6. 12. 4
5	日本いのちの教育学会第26回研究大会参加料	日本いのちの教育学会第26回研究大会	開催通知	日本いのちの教育学会第26回研究大会	2,000	R7. 2. 12
計		5件			115,000	

事務機器等の債務負担行為又は長期継続契約に係る調

(令和6年度)  
(令和7年2月28日現在)

区分	事業名又は契約名	内 容	契約額	(契約額の年度別内訳)					
				令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	年度
債務負担 行為		(契約日)		円	円	円	円	円	円
		(契約日)							
長期継続 契約	静岡県精神保健福祉センター	電子複写機の賃貸	1,194,600円	238,920円	238,920円	238,920円	238,920円	238,920円	
	電子複写機賃貸借契約書	借 (契約日) 令和5年4月 1日							
		(契約日)							

- (注) 1 本表は、本庁及び出先機関において調製する。ただし、本庁で調製するものについては、かいに合達したものは記載しない。  
 2 次に、事業又は契約単位毎に個別に記載する。  
 (1) 事務機器等備品の借上げ及び不動産の維持管理等を目的に債務負担行為により複数年の契約を締結したもの。  
 (対象例：複写機・パソコン・車両リース等借上げ、建物の機械警備等)  
 (2) 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づき複数年の契約を締結したもの。  
 (対象：(ア) 物品を借り入れる契約で、商慣習上翌年度以降にわたり契約を締結することが一般的であるもの  
 (イ) 役務の提供を受ける契約で、毎年4月1日から役務の提供を受ける必要がある業務に係るもの )  
 3 契約額の総額と各年度毎の金額を記載する。  
 4 契約日は、出納機関への合議後契約した日を記載する。  
 5 監査対象期間内に契約期間がある契約はすべて記載する。なお、当該契約が別様式に記載されている場合は整合を取ることを。  
 6 学校等が他校等と一括契約した場合は、契約した学校等のみが記載する。

備品・図書調

所属 0000104431 健康福祉部 精神保健福祉センター

区分	令和 5年 3月31日 現在	増		減		令和 6年 3月31日 現在
		数量	購入価格 (円)	数量	売却価格 (円)	
01-01 机類	1	( 0) 0	0	( 0) 0	0	1
01-03 いす類	2	( 0) 0	0	( 0) 0	0	2
01-07 書類整理器具類	1	( 0) 0	0	( 0) 0	0	1
01-10 印判類	3	( 0) 0	0	( 0) 0	0	3
01-13 厨房器具類	1	( 0) 0	0	( 0) 0	0	1
01-15 電話器類	1	( 0) 1	594,000	( 0) 1	0	1
02-01 情報処理機器類	19	( 2) 2	0	( 0) 0	0	21
02-02 情報伝達機器類	1	( 0) 0	0	( 0) 0	0	1
02-03 再生機器類	1	( 0) 0	0	( 0) 0	0	1
03-03 視覚用再生等機器類	1	( 0) 0	0	( 0) 0	0	1
03-04 媒体関連機器類	9	( 0) 0	0	( 0) 0	0	9
10-08 芸術用器具類	1	( 0) 0	0	( 0) 0	0	1
50-01 図書	2	( 0) 0	0	( 0) 0	0	2
計	43	( 2) 3	594,000	( 0) 1	0	45

備品・図書調

所属 0000104431 健康福祉部 精神保健福祉センター

区分	令和 6年 3月31日 現在	増		減		令和 7年 2月28日 現在
		数量	購入価格 (円)	数量	売却価格 (円)	
01-01 机類	1	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	1
01-03 いす類	2	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	2
01-07 書類整理器具類	1	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	1
01-10 印判類	3	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	3
01-13 厨房器具類	1	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	1
01-15 電話器類	1	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	1
02-01 情報処理機器類	21	( 0 ) 0	0	( 2 ) 2	0	19
02-02 情報伝達機器類	1	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	1
02-03 再生機器類	1	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	1
03-03 視覚用再生等機器類	1	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	1
03-04 媒体関連機器類	9	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	9
10-08 芸術用器具類	1	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	1
50-01 図書	2	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	2
計	45	( 0 ) 0	0	( 2 ) 2	0	43





公務中の事故等に関する調

1 現金、財産及び占有動産の亡失・損傷事故  
なし

2 公務災害（通勤災害を含む。）

番号	受傷年月日	職名	認定年月日	治癒年月日	事故等の概要とその後の状況
1	令和6年 3月15日	会計年度 任用職員	令和6年 3月15日	令和6年 6月14日	庁舎敷地内で転倒し、自動販売機にぶつかり、左腕を骨折した。受傷日から複数回整形外科を受診し治療し治癒した。

3 公務中における交通事故

(1) 発生状況

区 分	件 数	事故の内訳		
		加害事故 (過失割合 50%超)	被害事故 (過失割合 50%以下)	その他 (過失割合が不 明なもの等)
令和4年度	0	0	0	0
令和5年度	0	0	0	0
令和6年度	0	0	0	0
令和7年度	0	0	0	0

(2) 監査対象中期間中の事故

なし

4 その他  
なし

前回の監査結果等改善状況調

1 定期監査

前回監査 令和6年9月10日

前回監査対象期間 令和5年3月1日～令和6年2月28日

区 分	改 善 状 況
<p>1 指摘 該当なし</p> <p>2 注意 該当なし</p> <p>3 意見 該当なし</p> <p>4 指導 個人情報を含んだ書類の誤送付 精神保健福祉センターは、自死遺族支援事業に関する検討会の開催通知を送付する際、事業従事者（5名）の個人情報を記載した内部用資料を誤って送付した。 郵便を発送する際は、複数の職員による確認を確実に実施してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部へ送付する資料を起案上明確にし、決裁後に起案時になかった資料を添付する必要性が生じたときは上司等に確認する。</li> <li>・送付に当たっては次の点等につき時間の余裕を持って担当者・確認者でダブルチェックを行う。             <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 個人情報記載の書類が含まれていないか</li> <li>(イ) 起案上送付することになっていない書類が含まれていないか</li> <li>(ウ) 起案において修正指示を受けたものが正しく修正されているか</li> </ul> </li> <li>・職員に研修を通じ個人情報管理の認識を再徹底する。</li> </ul> <p>以上を実施し改善策とした。</p>

2 随時監査

該当なし

3 臨時監査

該当なし